

第3回 鵜川流域委員会

日時：平成20年12月17日（水）10：30～12：30

場所：むかわ産業会館 2F 第3会議室

1. 開 会

*小 川

開会に先立ちまして、会場の皆様にお願ひ申し上げます。お持ちの携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただくようお願いいたします。また、審議に入ってからフラッシュを使用した写真撮影など審議の妨げになる行為はお控えください。よろしくお願ひします。

それでは、定刻となりましたので、第3回鵠川流域委員会を開催させていただきます。

開会に先立ち、資料の確認をさせていただきます。まず、第3回鵠川流域委員会資料というA4の2枚もの。資料-1といたしまして、第2回流域委員会における意見に対する補足説明について。資料-2としまして、第2回流域委員会の補足説明資料。資料-3といたしまして、鵠川流域委員会における意見を反映した鵠川水系河川整備計画（原案）の修正案。A3のものであります。あと、参考資料1としまして、第2回流域委員会議事要旨。最後に、参考資料2といたしまして、鵠川水系河川整備計画（原案）に関する住民の皆さまからのご意見という、全部で5種類の資料があると思っておりますけれども、もし不足されている方がおりましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、まず初めに、室蘭開発建設部長の佐藤よりご挨拶申し上げます。

*佐 藤

室蘭開発建設部長の佐藤でございます。第3回鵠川流域委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、藤間座長を始め各委員の方々には、大変お忙しい中、またお寒い中、第3回鵠川流域委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから私どもの開発事業に対しまして、皆様方から多大なご協力をいただいておりますこと、この場をかりまして厚く御礼申し上げます。

私ども室蘭開発建設部は、ご承知のとおり、平成19年に策定されました鵠川水系河川整備基本方針を受けまして、今後20年間ぐらいの具体的な河川整備の内容を定める鵠川水系河川整備計画を策定するために、今年の3月に鵠川流域委員会の第1回を行った後、9月22日の第2回流域委員会を経まして、鵠川水系河川整備計画の原案を提示させていただいたところでございます。その中で、委員の皆様から原案に対するご意見を賜ったところであります。

また、住民の方々からも河川整備計画（原案）に対しましてご意見をいただくために、9月から10月にかけて1カ月間縦覧を行ったとともに、むかわ町主催で原案の説明会を開催いたしまして、それぞれからのご意見をいただきまして、11月20日に公聴会での公述を希望された3名の方からご意見を公述していただきました。住民の皆様からのご意見に関しましては、私ども開発局としての考え方を取りまとめて、室蘭開発

建設部のホームページで公表していきたいというふうに思っております。

本日は、第2回流域委員会におきまして委員の皆様からいただいたご意見に関しまして、事務局から補足説明をまずさせていただきまして、その中で河川整備計画（原案）への反映が必要なものについては修正をいたしまして、修正案をお示ししたいというふうに思っております。名委員の方々には、各分野の見地から今回の案に関しましてご指導あるいはご意見を賜りまして、よりよい鵜川としていくために整備計画を策定していったらというふうに考えています。生活アピール、鵜川のために、ぜひ自由闊達に忌憚のないご意見を頂きまして、私ども対処していきたいと思っておりますので、今日はよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますけれども、第3回流域委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

*小 川

続きまして、出席委員の確認をいたします。本日、所用のため黒木委員と岡村委員が欠席されておりますが、委員7名のうち5名の出席をいただいております。設置要領に基づきまして、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、これから先の議事進行は、藤間委員長にお願いいたします。よろしくお願ひします。

2. 議 題

*藤 間

皆様、おはようございます。何かと忙しい師走、また平日の早朝の会議にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本委員会の今日の議題といたしましては、お手元の議事次第にあるように（1）から（3）まで用意しております。9月22日の第2回鵜川流域委員会では、委員の方々から貴重な意見、重要な意見が多数提出されました。それに対する補足説明、それからその意見に対して鵜川水系河川整備計画（原案）への反映ということで（1）、（2）の議題がありますが、非常に関連しておりますので、まとめて事務局のほうからご説明をいただきます。

また、遅れましたが、この会議の予定は、10時半から12時半までの2時間を予定しております。どうぞご協力をお願いいたします。

それでは、事務局のほうから（1）、（2）についてご説明をお願いいたします。

*若 林

室蘭開発建設部で流域計画官をしております若林です。よろしくお願ひいたします。

本日の事務局からの説明ですけれども、今委員長からもございましたが、委員会資料の2ページにございます議事次第の議題(1)第2回流域委員会における委員からの意見に対する補足説明、これをご説明させていただきますけれども、あわせて、(原案)への意見の反映というのが議題(2)にございますけれども、この部分を必要な箇所、その都度ご説明させていただきたいと思っております。資料につきましては、資料の1と2がございます、これを用いまして補足説明を行いまして、必要に応じまして、資料3によりまして意見を反映する部分のを説明していきたいと考えております。では、早速ですけれども、ご説明をさせていただきます。

まず、資料-1の一番上、ナンバー1というところです。これにつきましては、前回の第2回流域委員会の補足説明資料に対しましてご指摘いただいた部分になりますけれども、黒木委員と藤間委員長からいただいたご意見でございます。河川整備基本方針で想定している最終形の河道断面にするには、現在利用されている高水敷を掘削することになり、社会的影響も考えられるので、河道掘削線を平面図であらわしてほしいというご意見をいただいております。

これに対しまして事務局で資料を用意しております。パワーポイント資料の資料2の2ページと3ページが今回の資料になります。基本方針の計画高水流量は、穂別地点で2,700トン、鵜川地点3,600トンということで現在計画しております。流下能力が不足する区間については、河川環境等に配慮しながら必要な掘削によって河積を確保していくということを考えております。

お手元の資料の平面図に、想定ラインということで赤い点線がございますけれども、河川整備基本方針の計画流量を流すために必要な断面を掘削すると、ここまで掘削の必要があるというラインでございます。書いてございますように、鵜川地点で3,600トンの水を流すために必要な断面を確保するためのライン。あくまでも想定ラインですので、将来的にこの形になるかどうかというのは、今後検討が必要です。

青いラインにつきましては、現在ご審議いただいております河川整備計画の目標流量を流すために必要な河道を確保するための掘削を行った場合のラインです。それが青いラインになります。こちらも現在当方で検討しております、検討中の断面のラインということで、現地で工事をやっていくに当たっては、地元の方ですとか役場の方といろいろ打ち合わせしながら進めていくこととなりますので、若干変更となる可能性があるラインと思っております。

前回ご指摘いただいた際には主に河川利用のことを言われておりまして、小さくて見にくいのですけれども、こちらにたんぼぼ公園がございます。こちらにもシシャモパークがございます、こういったところは、河川利用の部分が掘削で影響を受けるかどうかというご意見をいただいております。見ていただくと、むかわのたんぼぼ公園につきましては、将来的にも掘削の影響は受けないだろうというところが見ていただけると思

います。

もう一つ、穂別のまちのところに公園がございまして、小さくて申しわけないのですが、お手元の資料を見ていただければと思うのですが、リバーサイドパークという公園がございまして。このところで、先ほど申し上げました基本方針の流量を流すのに必要な掘削ライン、それと河川整備計画の流量を流すために必要な掘削のラインというのを入れますと、ここにございまして施設が一部、影響が出てしまうという結果になります。このあたりにつきましては、掘削自体、下流からやっていくことを想定しております。現在はこういう形で掘削ラインを想定しておりますけれども、将来的にはこの利用状況を踏まえて、むかわ町役場等とも調整しながら、事業を実施していきたいというふうに思っております。

続きまして、2番目でございます。前回の委員会で新谷委員からご意見いただきました、シシャモについて、「太平洋沿岸のみに生息し、八雲付近から釧路付近までの限られた地域の河川にしか遡上しない」という文章があるが、厚岸沿岸での漁獲量もあるため、「厚岸付近まで」としたほうが適切だと思うというご意見をいただいております。これにつきましてはおっしゃられるとおりなので、事務局で「厚岸付近まで」ということで修正させていただいております。

続きまして3番目、新谷委員からご意見いただきまして、「十勝系と日高系について、遺伝的に異なることが確認されている」というのは誤解を招く言葉だと思うので、「遺伝的分化のある分集団」という言葉のほうがよいのではないかとご意見をいただいております。それがこの部分になります。こちらもご意見のとおり修正しております。

続きまして、4番目でございますけれども、新谷委員からご意見いただいております。前回の流域委員会で、渇水期のシシャモ産卵床ということで、こちらの資料をご説明させていただきました。平成20年2月、沙流川において冬期渇水期におけるシシャモ産卵床の干出実態調査というのを行ってございまして、その結果をご紹介させていただいております。

前回のご説明の中では、シシャモ産卵床の水位がこちらにございまして、冬期になるとここまで下がってしまう。それによってこういうところのシシャモの卵が干上がってしまうのではないかと懸念があるということで、調査を行っております。実際、冬場に氷に穴をあけて、卵が生存しているかというところを確認しております。沙流川の結果では90%以上が生きていたのですがけれども、結果自体は沙流川の結果なので、「沙流川では」ということを明確に書いたほうが良いということをご意見としていただきましたので、修正しております。

続きまして、5番目でございます。藤間委員長と小坂委員から意見をいただいております。鵜川の河川整備計画を考える上で、シシャモの保全是重要であるため、掘削に当たっては、水深や流速などと産卵床との関係についても検討し、慎重に対応してほし

いというご意見をいただいております。これに対しまして前回の委員会の中で事務局から、下流部の河道掘削に際しましては、普段水の流れていない豊水位での掘削なので、影響は少ないと考えられるという回答をしております。

ただ、掘削の際に配慮すべき事項ということでは、基本的には平水位より上を掘削すると。ただし、下流部につきましてはシシャモの産卵床がございますので、もう少し高いライン、豊水位より上ぐらいで掘削するという考え方はご説明させていただいたのですが、原案本文の中では配慮するという部分が不足している部分がございますので、原案本文にそういったことを追記しております。

飛んで申しわけないのですが、資料3をご確認いただきたいのですが、資料3の1ページ目を見ていただきますと、見方といたしまして、左側が前回お示しした原案になります。ご意見が真ん中であって、右側が今回事務局で作り直した修正案でございます。修正案の上から3行目、二つ目の赤いところを見ていただきたいのですが、こちらのところに新たに追記しております。「河道の掘削にあたっては、魚類や底生動物の生息・繁殖環境に配慮し、」という部分を明確に記載して、そういったことに配慮していきますというところを新たに追記しております。

続きまして、6番目でございます。小坂委員からご意見をいただいております。河川整備計画の目標流量3,000トン、洪水対応としては理解するが、海域に影響を及ぼす泥流や流木など、洪水に起因する別の要素の事象についても考えられないか。増水を防ぐことのほかに、時代背景の変化に伴い守るべき財産が増える中で、基本的な考え方の整理も一級河川鶴川の整備計画で必要ではないかというご意見をいただいております。

前回の委員会では事務局から、ご意見には、河川管理者だけでは行えない部分も多い、流域では関係部署との行政連絡会議があるため、本委員会の話をそこへ伝えて、関係部署ごとに意見交換することはできると思うという回答をしております。ただ、土砂の部分が整備計画の中に書いていないということもございましたので、今回、本文の中に土砂管理に関する内容を新たに追記しております。

お手元の資料3でございますけれども、資料3の2ページを見ていただきたいのですが、整備計画の27ページの中に、河川整備計画の目標ということで、河川整備の基本理念というところがございます。この理念の中に、赤い部分でございますけれども、「自然豊かな環境の保全・継承を図り、また、河川管理にも寄与する水系一貫した土砂管理に努めることが必要である」ということで、水系一貫した土砂管理に努めるということを明記しております。

これを受けまして、実際にどういったことを実施していくかというところが、同じ資料3の3ページを見ていただきたいのですが、新たにこちらに、(4)ということで土砂動態の把握というところを追加しております。読ませさせていただきますと、「中・

上流域の一部には表層が崩壊しやすく、また地すべりを生じやすいなど、土砂の流出が生じやすい地質を有していることから、継続的なモニタリングによって土砂動態の把握に努める。また、関係機関等との連携を図り、必要な情報の交換や調整を行う」、この部分を新たに追加しております。

続きまして、7番目でございますけれども、前回藤間委員長からご意見をいただいております。鷓川河川整備計画に基づくシシャモの生活環境の保全については、流域委員会の重要な位置を占めるため、シシャモに対する影響を話し合う場を設けることを委員会の要望として出したいというご意見をいただいております。これに対しまして事務局から、限られた予算の中で、有効活用できる調査結果は有効に活用していきたいと考えている、専門家委員会の設置については、別途議論させていただきたいという回答を行っております。

こういったやりとりを踏まえまして、今回第3回流域委員会で補足的に説明を追加させていただきたいのですけれども、まず沙流川のほうでは先行して調査をやっております。こういったものは、活用していきたいと考えております。こういうところも踏まえて、鷓川においても必要な調査は行っていきたいというふうに考えております。調査結果については、委員会という形ではないのですが、漁業関係者になると思うのですけれども、そういった方に適宜、年に1度程度調査結果をまとめた段階で調査結果を報告していきたいと考えております。

続きまして、8番目でございます。8番、9番、10番は、前回岡村委員がご欠席されていたのですけれども、その後個別に説明に行きまして、その際にいただいたご意見を載せております。

まず、8番目でございます。前回資料の4ということで、表層の崩壊と地すべりは事象としてイコールではないので、「表層が崩壊しやすく、また、地すべりを生じやすいなど」ということで、「また」ということを追加したほうが良いということで、これは修正しております。

続きまして、9番目でございますけれども、前回、治水事業による成果ということで、過去から川の状態も変わってきていて、土地利用の状態も変わってきている。治水事業によって川の周辺が変わってきましたということをご説明させていただいたのですけれども、この資料自体は河道の変遷を見ることができるので、河道の変遷ということを入れたほうが良いのではないかとご意見をいただいております。もう一つは、河口部の写真が一部欠落していた部分がございますので、海岸線の位置がわかるようになるようご指摘を受けましたので、河口部も全部入れるような形で資料を修正しております。

ここまでが、前回第2回流域委員会の補足説明に対していただいたご意見に対する事務局の対応でございます。

続きまして、資料-1の2ページ目ですけれども、ここからが、原案をお示しさせて

いただいたことに対します各委員からのご意見ということになります。

まず、11番、黒木委員からご意見がございまして、費用対効果について、次回詳細な説明をしてほしいということでご意見をいただいております。今回、資料をまとめておきまして、お手元の資料2の9ページと10ページ、この2ページが費用対効果の説明ということで整理しております。

費用対効果なのですけれども、治水事業の諸効果のうち、経済的に評価できるものを治水事業の便益として把握するとともに、一方で治水事業を実施するための費用及び施設の維持・管理に要する費用を治水事業の費用として算定して、両者を比較することによって当該事業の経済性を評価する。簡単に言いますと、お金をかけて工事を行うことによって、どのぐらいの効果、便益といいますけれども、被害がどのぐらい減るか、減った分の被害額とかかったお金を比較して、効果のほうが大きいことを確認した上で工事を実施していくということでございます。便益をB、費用をC、ベネフィットとコストということで、 B/C というふうに一般的に言っているのですけれども、こういったことを前は数字のみでご説明させていただきました。今回は、内容について若干補足説明をさせていただきたいと思っております。

鵜川の場合には、評価基準年度は平成20年度でございます。事業整備期間というのは昭和42年度。河川法ができて、前の計画の工事实施基本計画というのがございましたけれども、それにのっとりて工事が始まったのが昭和42年。整備計画は、平成21年からおおむね20年間、平成40年までということで、昭和42年度から平成40年度を事業整備期間として考えております。評価対象期間というのは、昭和42年度から平成40年度プラス事業完了後50年、効果が発現している期間ということで思っていただければよいと思うのですけれども、この期間を評価対象期間というふうに考えております。

細かい結果はお示ししていないのですけれども、その結果といたしまして、鵜川の今回の河川事業の総費用といたしましては、建設費が427億円、維持管理費が118億円ということで、合わせまして545億円。総便益のほうは、便益が750億円、残存価値が2億円ということで、752億円ということで、便益が752億円、コストが545億円ということで、費用対効果 B/C といたしまして1.4。1以上の費用対効果があるということでございます。

イメージを横に書いておきまして、上が便益のイメージです。これが費用のイメージになっております。鵜川の場合ですと、昭和42年からずっと整備を進めてまいりまして、現在平成20年というのがこの辺にございまして、この後またコストをかけて整備をしていく。ここが大体平成40年ぐらいに終わるということです。これによりましてどんどん、どんどん被害が軽減していき、便益が増えていきまして、事業が終わったときにはピークに達する。あとは維持管理をしていかなければならないのですけれども、

維持管理費をコストとして計上しております。便益は、手法の中で決まっておるのですが、社会的な割引率というのがございまして、便益は価値が少しずつ低下していく。時が経つに従って便益が低下していくというような計算を行っております。この便益とこのコストを比較いたしまして、費用対効果というものを算定しているということでございます。

これは事業全体の費用対効果ということになってございまして、一番下のほうに、小さくて申しわけないのですが、一文、今後の治水事業の費用対効果ということで書いております。何を言っているかといいますと、平成20年から先のコストと効果というのを見た場合、過去のことは置いておいて、今後の整備について見た場合どうなるかということも検討しております。評価対象期間というのが書いておりますけれども、平成21年度から平成90年度までで、この期間の評価を行うとどうなるかというところで算定しております。便益が194億、費用が152億ということで、費用対効果B/Cは1.3という結果になっております。こちらにつきましても1.3ということで、便益のほうが大きいという結果になっております。

コストは皆さん何となく、工事などの費用ですので、イメージがつかみやすいと思うのですが、便益のイメージをもうちょっとわかりやすくしたのが、費用対効果(2)という次のページの資料でございます。解説が書いてございまして、治水事業の便益というのは、事業を実施しない場合と実施した場合の被害額をもとに、事業の実施により防止し得る被害額を便益として算定して、評価期間末における施設の残存価値を加算したものが資料の10ページに書かれております。

向かって左側のほうは、現在の河道の状況がございまして、これに整備計画の目標流量を流したときの氾濫シミュレーション、計算をやってございまして、その際、こういったところは浸水するということになっております。当然、氾濫しますと、こういったところにある家屋ですとか田畑といったものが被害を受けますので、被害額というものをこちらで算定しております。

こちらは、改修を行いまして、整備計画の目標流量を流すための河道を確保するという工事を行った場合は、整備計画の目標流量が流れても被害は起きない。浸水域がなくなる。整備計画の目標流量を流すための改修をやってございまして、整備計画の目標流量が流れてもすべて海まで流れるという結果になります。そうすると、現在の被害が、目標流量対応の整備を行うことによってなくなる。この被害の差が、便益ということになります。被害軽減の分が、便益となっていくということでございます。

続きまして、12番でございます。前回の流域委員会で長澤委員から、費用対効果について、環境に対する便益はカウントしないのかということで、事務局のほうからの回答といたしましては、環境に対する便益はカウントしない。現在のところは最低限でも被害軽減による便益だけでも1は超えていると理解していただきたいということで回答

しております。

一応こういう回答をしているのですが、もう一つ、関連するご意見が黒木委員からございまして、13番でございまして。直接干潟にかかる費用はごくわずかだと思いが、環境に対する施策のB/Cについて教えてほしいということで、長澤委員のご質問の趣旨とは違うかもしれないのですが、黒木委員から環境に対する施策のB/Cについて教えてほしいということで、ご説明させていただきたいと思っております。

仮想評価法CVMについてということで、鵜川は今、河口の自然再生事業を行っております。今後、事後評価を実施していこうとされているのですが、仮想評価法CVMという手法で検討を行っていこうということを考えております。鵜川の干潟再生は、平成8年度から地域住民と意見交換を実施しまして、平成12年度からは干潟の調査・再生試験を行っております。今後、干潟再生について、環境整備の経済評価の一手法である仮想評価法CVMによる事後評価を実施する予定であるということです。

鵜川の自然再生事業につきましては、平成18年までに右岸側の水制工のハード的な整備は終わっております。現在、効果を見るために、モニタリング調査ということで現地の調査を行っているのですが、それが3年ぐらいで終わった後、事業完了後5年以内に事業の事後評価をしなければならないことになっておりまして、その評価の手法として、CVMを用いて検討しようというふうに考えております。

こちらにありますけれども、事業評価の目的と背景ということで、若干説明させていただきましたけれども、公共事業の実施箇所において、その必要性と効果について客観的な評価を行って、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図るため実施しているというのが事業評価でございまして。今回、環境に対する評価を行うに当たり仮想評価法を用いて評価を行っていく予定をしておりますけれども、環境に関する事業の効果を、数字であらわすことは困難とされてきた。この前にご説明させていただきました治水の整備に関する費用対効果というのは従前からやられてきたのですが、環境というものの効果というのをあらわすことはなかなかできなかったということがございます。

ただ、近年、世界的に仮想評価法CVMによる評価が行われるようになりました。この手法というのは、地域住民等に生態系の保護や景観の保全を実現するための仮定の計画を提示して、実現のために支払ってもよいと考える金額等から統計処理して効果を算出する手法であるということで、アンケート調査を行って、例えばこういった道路の整備をするためには幾らまでお金を払ってもよいかというようなことを調査いたしまして、その結果を統計処理して便益として出すというのが仮想評価法です。

イメージをこちらに書いておりまして、どんなことを聞いていくかというのをご紹介したいと思います。ここに問いがございまして、Qですが、仮に事業が税金ではなく、各世帯から負担金といったものを徴収しまして、それによって整備を行っていくということを想定してくださいということです。状況Aとしては、あなたの世帯に負担

金はないですと。負担金がないと事業は実施されなくて、環境は保全、改善されないと。状況Bというのが、あなたの世帯からの負担金は必要ですと。お金を出すと事業がなされて、環境は保全、改善されていくという状況が二つございます。この二つのどちらが望ましいと思うか考えた上で、下に選択肢がございますけれども、選んでいただきたいということです。

こちらに書かれているのが、状況B、お金を出すとした場合です。世帯当たりの負担金が毎月50円、1年で600円。ここの環境を保全するためには年間600円までは出してもよいというのであれば、こちらに丸をつける。毎月100円、1,200円までは出してもよいというふうについていくと思うのですけれども、どこかの時点でこれ以上は出せないというところ、例えば1万円出さなければならないとなったときには「なしがよい」ということで、変わるところを見つけまして、それを多数の方からアンケートでいただいて、それを統計処理しまして、どこまでなら費用を出してもいいか、負担をしてもいいかといったところを便益として用いるというのが、仮想評価法CVMでございます。これは一つの手法でございます。今後、鶴川の自然再生事業でも評価の手法として取り扱っていきたいというふうに考えております。

続きまして、14番目でございます。松澤委員からご意見をいただいております。河川の利用に関して、環境教育を継続して行う観点からも、河川にかかわる指導者育成を充実してほしいということでございます。今回、補足資料として用意しておりますけれども、これまで河川愛護月間における行事の一環として、水辺ウォッチング、川の自然観察会ですけれども、こういったものを実施してきております。また、地域の小学校による水生生物調査など、河川管理者のみならず地域の方々が主体となって環境教育を行っているということで、現在も開発局としては、地域の方と連携しながら、こういった環境教育を積極的に取り組みを行っているというのが一つございます。

二つ目でございますけれども、これは本文のほうに実際書いてある内容をそのまま書いております。今後も、地域住民や関係機関、NPO等との協働をより一層育み、川づくりに携わる人材の育成や、市民等の川での社会貢献活動、上下流の住民及び自治体間の交流活動等に対する支援を行うということで、川づくりに携わっていく人材の育成ということを取り組みとして支援していくということを、本文の中にも明記しているということでございます。

続きまして、15番目でございますけれども、黒木委員から、鶴川には2カ所の頭首工に魚道が設置されているが、魚道の必要性を理解するためにも、その対象魚種を教えてくださいというご意見がございました。今回、新たに補足説明資料をつくっておりますけれども、13ページでございます。鶴川の河口から、ここが穂別のまちでございますけれども、約40キロ、これが現在国で管理している区間でございまして、中流のところには川西頭首工と川東頭首工という横断工作物が二つございます。

それぞれ地元からの要望等がございまして、あと魚類の生息空間の改善目的ということがありまして、施設管理者が魚道を設置しております。川西頭首工は13年、川東は平成4年に設置しております。両方とも同じような形式でございまして、こういった魚道が設置されております。黒木委員からの対象魚種はということに関しましては、遊泳型のサクラマスを対象魚として魚道を設置しているということでございます。

続きまして、16番目でございます。黒木委員からご意見をいただいております、サイクル型の維持管理については、次の計画に向けた現在の評価がネックとなると思うので、その評価について説明してほしいということでございます。サイクル型維持管理体系というのが、河川整備計画（原案）の本文に載っております。見ていただくと、まず河川維持管理実施計画を策定。毎年の維持管理計画をつくりまして、それにのっとりまして巡視・点検等を実施して状況を把握する。状況を把握した結果を診断いたしまして、その診断結果から効果的・効率的な維持・補修を実施していくということでございます。

今度は維持・補修の実施した結果をさらに評価して、翌年の維持管理計画に反映していこうということなのですけれども、どういう評価をしていくのかというご意見をいただいております。実際のところを言いますと、樋門塗装の例ということでご紹介させていただいておりますけれども、サイクル型維持管理で樋門塗装に関してやっていくとどうなるかというところを書いております。維持管理実施計画が毎年つくられまして、樋門のところには管理橋等がございまして、こういったところが年を追うごとに劣化してくる。日々の巡視ですとか点検を行って、どこが劣化が激しいかという状況を把握した上で劣化度を判定します。劣化度を判定して、劣化の激しいところを選んで維持補修を行っていく。

実際、維持補修を行う際は、塗装の間隔、何年に1回行うとか、塗装の方法、そういったことがあるのですけれども、そういったものを選定して、効果的で効率的なお金がかからないような方法を考えて実施していくのですけれども、それが本当に効果的・効率的に行われているかという評価を行うことになっているのですが、その基準というのが明確になっておりません。ここに書いておりますけれども、現在、維持・補修等が効果的・効率的に実施されているかを評価するための基準を検討中であるということ、事務局からの回答とさせていただきたいと思っております。

続きまして、17番目でございます。黒木委員からのご意見でございます。地域と一体になった河川管理について、緊急時における実際の水防団や地域の水防活動についての説明を次回お願いしたいということで、資料を用意しております。水防活動状況についてということで、洪水時には、主に地域の消防団を中心に、土のう積みや見回り、避難住民の援護などの水防活動が行われております。こちらは過去10年間の鶴川における水防活動をまとめたもので、平成10年、13年、15年といった洪水時に水防活動

が行われております。鷓川町、穂別町それぞれで、100人、200人規模の延べ人員でございますけれども、水防活動に参加していらっしゃるということでございます。

一方、河川管理者はどういった支援を行っているかというところで、自治体の要請があった場合には、地域の建設会社である災害協定業者、年度の初めに地域の建設会社と災害協定というのを結んでおりまして、災害があったときにはすぐに現地に行って対応してもらうという協定を結んでおります。そういった方に協力していただいて、当部が所有しておりますポンプ車ですとか照明車、こういった災害対策車を出動させて、被害をできるだけ軽減するといったようなことで支援をさせていただいているというところでございます。

続きまして、18番目でございます。新谷委員からのご意見でございます。産業的に重要な魚だけではなくて、鷓川に生息する多様な魚種を視野に置いた検討をお願いしたいということで、前回資料を修正しております、文章が一つあったのですけれども、それを修正してきております。大きく変わったのは、原案の文章をそのまま載せておりますけれども、「多様な魚類が生息し」という言葉を新たに入れております。前回までは、「鷓川では、サケ・サクラマス等の回遊魚が遡上するほか、下流部は鷓川を象徴する魚類であるシシャモの産卵床となっている」ということで、サケとサクラマスとシシャモのことしか書いてございませんでした。今回は、鷓川では多様な魚種が生息しているということを説明した上で、サケ・サクラマスですとかシシャモの産卵床となっているという説明を最初にさせていただいております。

その次に、河道掘削の考え方として、「河道掘削にあたっては、魚類や底生動物の生息・繁殖環境に配慮し河床の掘削を極力避けるとともに、水際植生の復元・保全に努め、魚類にとっての生息環境が良好に保たれるよう配慮する」ということを新たに追加しております、多様な魚類が生息して、掘削のときにはこういうことに配慮するということを追加しております。あと、サケ、シシャモ以外の写真も追加しております。こちらは後でまたご説明させていただきたいと思っております。

続きまして、19番目でございます。黒木委員からのご意見で、洪水時の土砂収支に関して、次回説明してほしいというご意見でございます。当日、事務局から、平成4年の土砂濃度はあるが、それ以降は測定していない。河道がどう変わったかというデータは示せるが、そこから説明できるか検討を要するというご説明をさせていただきました。

データを調べましたところ、昭和62年から平成8年の毎月観測データ、SSとっておりますけれども、観測データと、平成9年8月洪水時にも観測を行っていただきまして、それをもとに流量と負荷量の関係式を求めて、各年の鷓川から海域への推定総流出土砂量を算出しております。

見方といたしましては、青が総流出量、年間に出る水の量でございます。これがこちら

らの軸になっております。当然、水が出ますと、土砂と一緒に海域へ流す部分がございますので、水と出る土砂量の関係式をつくって、水の出る量から土砂量を求めております。下の図が年最大流量ということで、各年の1年間で一番大きな川の流量というものを示しております。昭和49年から平成17年まで2つのグラフの年度は合っております。これを見ていただきますと、1年の中で大きな洪水があった年、例えば平成4年ですとか、平成10年、13年、15年といったときは、それなりに大きな土砂が出るという計算結果になっております。なおこの部分につきましては、前回、平成4年分しかデータがないという話をしたのですけれども、データがありましたので、土砂量がどのくらい出ているかという資料として取りまとめて、今回ご説明させていただきました。

続きまして、20番目でございます。岡村委員にご説明に伺ったときにいただいたご意見でございます。環境がよいと言っているが、もっとよい時代があったということを確認すべき。すべてをもとに戻すというわけではなくて、その中でどの部分を課題としていくかが大事だと思う。そのためにも河川環境の変化を読み取ってほしいということでございます。これにつきましては了解しましたということで、今回、ご意見を踏まえて、修正を行っております。

資料2の18でございますけれども、河道の変遷を見ることが出来るということをご説明した部分でございます。「かつての河道は、砂礫河原が大きく発達していたが」というところを追加しております。過去、川は大きく蛇行していて、こういったところに砂礫河原が大きく発達していたということを、事実を書いたほうが良いということがございましたので、書いております。また昭和20年代以降、洪水氾濫防御を目的として築堤、川のところに堤防をつくったりとか、あと護岸といったものの整備が進みまして、砂礫河原が減少して、川が固定化されたことによって樹木が繁茂してきたことも事実として、新たに説明を追加しております。

資料3でございますけれども、先ほど一つ、私のほうで忘れておりました。申しわけございません。戻って申しわけないのですけれども、18番目、産業的に重要な魚だけではなく、鵜川に生息する多様な魚種を視野に置いた検討をお願いしたいというご意見に対しまして、資料3の1ページ、魚がすみやすい川づくりというところがございまして、先ほどの産業的に重要な魚だけではなくて、鵜川に生息する多様な魚種を視野に置いた検討をお願いしたいというご意見に対しまして、1行目になりますけれども、「鵜川では、多様な魚類が生息し」というところを原案本文のほうにも追加しております。済みません。先ほどご説明が漏れておりました。

戻らせていただきます。今の20番のところなのですが、お手元の資料3の4ページを見ていただきたいのですが、A3資料の4ページでございます。上から4行目のところに赤くなっているところがございまして、パワーポイントにございまして文章でございまして、これと同じような内容をこちらに新たに追加しております。

「かつての河道は、砂礫河原が大きく発達していたが、昭和20年以降洪水はん濫防御を目的として築堤や護岸の整備が進み、現在では砂礫河原が減少し、河岸に樹木が繁茂している」ということを新たに追記しております。

もう一つ、鵜川の環境の現状を説明する言葉として、次は資料3の5ページを見ていただきたいのですが、河川環境の整備と保全についてというところに新たに、3行目になりますけれども、「河川環境は、自然の状況においても遷移し、攪乱により変化するものであるということ」を認識したうえで、河畔林やかつての河原など、鵜川の有する河川環境」ということで、鵜川の河川環境の説明を新たに入れております。河川環境の変化を読み取ってほしいというご意見に対しまして、こういった内容を原案へ反映しまして、事務局の修正案としたいと考えております。

続きまして、21番でございます。岡村委員からのご意見でございます。河畔林の発達は、環境悪化の指標とも言えるのではないかと。木を切ることが鵜川の環境を悪化させるわけではないというご意見をいただいております。岡村委員がおっしゃっているのは、鵜川の河道掘削を行うに当たりまして、平水位あるいは豊水位よりも上の部分を掘削する。この部分には木が繁茂しているわけですが、木を切ることが、別に環境を悪化させるわけではないのではないかと。趣旨としては、木だけではなくて、木以外にも水生植物が生えてきたり、砂礫河原になったりするというのも多様な環境ということではないかというご意見をいただいております。

これにつきましては、資料3の4ページを見ていただきたいのですが、赤く「かつての河道は」と書いた下に四角で囲った部分がございます。左側を見ていただきますと、場所は移動しているのですが、同じ文章が原案の中に入っております。今回、「かつての河道は」というところと続けて説明したほうがわかりやすいので、場所を移動しております。この部分に書かれている内容というのは、「河道の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境や河川環境を形成するなど、多様な機能を有しているが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となることから、環境に配慮しつつ適切に管理していく必要がある」ということで、樹木は多様な機能を有しているのですが、洪水時には水位の上昇や流木の発生原因となるということで、適切に管理していくことは我々のほうも考えておりますので、そういった説明をさせていただくこととさせていただきます。

それに関係いたしまして、もう一つ、河畔林を管理することによって、河畔林の生育する環境以外に、先ほど説明いたしました水生植物ですとか砂礫河原といったものが発達してくるということも考えられますので、これについては、新たに「創出」というところを説明として入れていきたいというふうに考えております。こちらを見ていただきますと、河畔林の保全、河岸の多様性が保全されたり創出されたりする、文章のほうも、創出に努めていくということで、「創出」という言葉を新たに追加しております。あと、

河岸植生と砂礫河原ということが創出される可能性がございますので、「砂礫河原」という言葉を追加しております。こういったところが今回の事務局の対応でございます。

あと、資料3をめぐっていただいて6ページ、7ページ、今ご説明いたしました、「創出」というところを新たに原案の中にも足したということで、修正点がこちらに示してございます。7ページも同じで、「創出に努める」、「創出」、「砂礫河原」という言葉が追加になっております。こういった形で原案にも同じ内容で反映させているということで、修正案をつくっております。

あと2点ほど、A3の資料3の8ページと9ページなのですが、事務局で前回原案をお示しする際に間違っていた部分がございます。8ページのほうは、流量配分図が「似湾沢川」ということで記載されておりましたけれども、「似湾川」という正式な川の名前に修正させていただきたいと考えております。

9ページは、左側のほうを見ていただきますと、3) 光ファイバー網等の整備のところ「迅速かつ効果的な洪水対応や地域管理対策」という言葉があったのですが、間違っております。「危機管理対策」というのが正しい言葉でございますので、こちらも修正させていただきたいというふうに考えております。

以上が、前回の委員会で各委員からいただきましたご意見と、それに対します事務局からの補足説明ということでまとめさせていただいた資料でございます。それと資料3によりまして、ご意見を反映した原案の修正案ということをあわせてご説明させていただきました。

事務局からの説明は以上でございます。

*藤 間

どうもありがとうございました。今、事務局のほうから補足説明ということでありましたけれども、主に各委員から出されました意見に従いまして、例えば説明資料の記述の正確さを向上させる、それを河川整備計画（原案）に盛り込むということのご説明、主に2点についてご説明をいただきました。今のご説明に対しまして、何かご質問、ご意見がありましたら。

*長 澤

冒頭のほうにありました、補足説明資料の2ページ、3ページの河道掘削のことについてでありますけれども、整備計画、それから基本方針等で赤線、あるいは青線で河道掘削の箇所が定義されております。先ほどのご説明では、たんぼぼ公園と上流のリバーサイドパークですか、こういったところについて触れておられましたけれども、河川区域を占有している農地が結構あると思うのです。これについても、ご説明の中には、地域の関係者とよく相談をしてというか、調整を図った上でというご説明がありましたか

ら、それで結構かと思えますけれども、農業生産とか地域経済等に密接に関係が出てくると思えますので、河川占用の農地についても特段の配慮をいただきたいと思えます。これは意見です。

*藤 間

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

*長 澤

もう1点よろしいですか。資料3のほうなのですけれども、2ページに土砂管理のことで、赤字で「水系一貫した土砂管理に努める」、こういう文言を加えるようになっております。ちょっとひっかかるのですが、次の3ページの新しい「土砂動態の把握」という記述の中では、中・上流域の一部には崩壊しやすい云々とあります。「水系一貫」という言葉の中に流域全体のことも含んでいるのかもしれませんが、「水系一貫」という言葉は2ページの中にも何回も出てきますし、むしろ「流域の土砂管理に努める」と言ったほうがふさわしいように思いますが、いかがでしょうか。

*藤 間

今の長澤先生のご質問は、「水系一貫」という言葉ではなくて、「流域」というふうにしたほうがなじみやすい、理解しやすいということですか。

*長 澤

地すべりとか斜面崩壊とかいろいろあります。現地でも見ることができます。ですから、河川だけではなくて、もっと面的に流域全体の土砂管理ということに努めるべきではないか、こういうことなのですが、これは河川管理者としての対象範囲を超えているのかもしれませんが。

*藤 間

事務局として、例えば「水系」というのは、長澤先生の解釈では、本川、支川をあわせた河川のみでないかと。そうではなくて、土砂崩壊は河谷が含まれますので、「水系一貫」という言葉はよく聞くのですが、流域全体とか流域を重きにした表現にしたほうが、より適切でないかというご意見なのですが、事務局としてはいかがでしょうか。

*財 津

私自身は、「流域」と「水系一貫」というのは同じようなニュアンスでとらえていま

して、当然関係機関と調整や連携をしながら流域全体で考えていくという気持ちは持っているのですけれども、正しい言葉かどうかというのは……

*石 川

開発局河川計画課の石川でございます。補足させていただきますけれども、「水系」と「流域」、我々は同じ意味でとらえています。河川の部分だけではなくて、面全体を「水系一貫」というふうな意味でとらえて記載しております。

ほかの河川では、水系一貫での土砂管理という取り組みが緒についたばかりといいますか、そういう状況なのですから、考えとしては、下流の河川だけで土砂管理をしても、崩壊地があったりですとか、森林があったりですとか、さらには海域に対しての土砂流出、そういったものまで含めて、全体で土砂の移動をシステムとしてとらえて、関係機関が協力しながら、どういったことが課題で、どういったことが対処できるのだろうかということを、モデル的に全国的に幾つかの河川で試行をしているところでございます。

鵜川はそういうモデル河川にはなっておりませんが、視点としてはそういった流域全体の視点を持って、土砂の動きというものに対しても注意を払っていく必要があるのではないかということで、こういうことを盛り込もうというふうに考えているところでございます。

*藤 間

よろしいですか。そうすると、この記述で「水系一貫」という言葉を使ってよろしいということになりますか。

*石 川

ほかの例で恐縮なのですから、他河川でやっているときは、総合土砂管理だとか水系一貫の土砂管理という言葉で私ども考えている場合が多うございますので、「水系一貫」ということで記述させていただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

*藤 間

よろしいでしょうか。

*長 澤

了解しました。

*藤 間

開発局というか、国としての慣例として「水系一貫土砂管理」というふうなことが多用されていると。意味としてはそれこそ流域全体であるということで、この語句はそのまま使わせていただきます。

そのほか。

*新 谷

先ほどの説明の中で、「創出」という言葉をあちこちに入れ込むという説明がありましたけれども、「創出」という言葉というのは、結構使う言葉なのですか。水産サイドで使う言葉としては、「保全と復元」というような言葉をよく使うのですけれども、「復元」といった場合は、水産サイドから見たら、環境が悪いのをもとに戻してやるというニュアンスがあると思うのですけれども、ここでは新たなものをつくり出すということで「創出」という言葉が使われたということの理解でよろしいのですか。

*財 津

「復元」というのは、昔あったものを戻すということになるのですけれども、ここに書いている「創出」というのは、復元を含めて、さらにいいものを目指していくということで、そういう意味を加えて「創出」という言葉を使わせていただいております。

*新 谷

わかりました。

*藤 間

そのほかございますか。

*小 坂

環境の部分で、今後20年間の計画の中で、主に流量の調整という部分を含めて、河道掘削中心の整備が始まるわけです。勢い環境の部分でいきますと、「河畔林」という表現もございましたが、現在、計画内にある自然林、なぜそう言うかということ、伝説の中にあるシシャモとヤナギの木のかかわりという部分で、非常に神経質になるところなのです。

ということは、自然林、立木の中でも、被害の少ない場所にあるヤナギの立木については、非常に太いものが現存しているわけです。ものを見て物を判断するという意味でなく、そこはあまり災害のない場所なのかなと。太くなるということは、被害を受けないから、川の中にあっても太い立木になって、現在もある。これらの扱い方というのでしょうか、別にヤナギの葉っぱがシシャモになったとは思いませんが、ヤナギの木の出

す何か、昔から言われているように、シシャモの生態に多少なりとも影響があったのではないか、効果があったのではないかという、そういう視点で見ますと、環境に対する、いわゆる河畔林も含めた、今の自然立木の効果ということを見据えた、あるいは人間の気持ちに与える効果も見据えた掘削計画というか、これらについてどのようにお考えなのか、お伺いさせていただきたいと思います。

*藤 間

事務局、お願いします。

*財 津

防災という面で、どうしても切らなければいけない範囲とか、もしくは間伐とか枝払いとかしてやらなければいけないところがございます、どういう木を切るのかとかどの範囲を切るのかとかその辺は、シシャモというのは柳の葉っぱの魚と書くぐらいですから、地域の方の思いもわかっておりますので、ちゃんと地元の方と一緒に話し合いをしながら、工事を進めさせていただきたいというふうに考えております。

*小 坂

ありがとうございます。そういう気持ちでやっていただくのが一番いいのですが、環境あるいは自然というところには、つくった環境もあります。私が言いたいのは、手つかずの環境、手つかずの自然というところの意味を大事にさせていただきたいということが、まず第一なのです。ということは、先ほどから申し上げておりますように、この流域の中で太く生長しているというところは、手つかずの環境だろうという理解をいたしておりますので、手つかずの環境、自然というものを、この河川整備の中でも十分生かして整備をさせていただきたいという願いであります。

以上です。

*藤 間

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。前回出ました、資料では21にわたる意見でしたが、ご自身が言われたことと違っているとかそういうことはございませんか。

それでは、ご意見がありませんので、ただいまの事務局のご説明で十分各委員が理解され、また資料も非常に正確になったと解釈いたします。

次は議題（3）にいきまして、住民からのご意見を披露するということですか。ここでは特に議論をするということではなくて、住民の方々の意見はこういうものがあったということで、事務局、ご説明をお願いいたします。

*若 林

それでは、お手元の参考資料2、鵠川水系河川整備計画（原案）に関する住民の皆さまからのご意見という資料につきまして、私から説明させていただきます。

整備計画の策定に当たりまして、ご意見をいただく手続といたしまして、今日は鵠川流域委員会ということで、委員の皆様からご意見をいただいております、それを取りまとめさせていただいて、原案に反映させるということを現在行っておりますけれども、もう一つ、住民の方からご意見をいただいて、必要なものについては整備計画へ反映させていくというところがございます。

住民からのご意見ということを反映させるために、ご意見の募集ということを9月29日から10月28日の1カ月間、縦覧という形で行っておりまして、むかわ町役場、むかわ町穂別支所、占冠村役場、室蘭開発建設部、苫小牧河川事務所といったところに整備計画の原案を設置いたしまして、縦覧。そのほか、室蘭開発建設部のホームページ上でも同じものを縦覧いたしまして、住民の皆様からご意見をいただいたところでございます。

縦覧期間中には、10月14日でございますけれども、整備計画のご理解を深めていただくために、むかわ町主催でございますけれども、説明会というものも開催しております。その結果でございますけれども、ファクス等によりまして16名の方からご意見をいただきまして、先ほど説明いたしました11月20日には、ご意見をいただいた中から公述を希望される方がいらっしゃいましたので、公聴会を開催しております。

これらいただいたご意見につきましては、現在、ご意見に対する北海道開発局の考え方といったものを整理しているところでございまして、取りまとめが終わり次第、ホームページ上で公開していくということを考えているところでございます。今日は、参考資料2ということで、ご意見をすべて載せております。いろんな方面からのご意見をいただいております、治水ですとか利水、環境といったところにかかわってくるご意見をいただいたということで、大変ありがたく思っております。

見ていただきますと、2番目でございますけれども、鵠川流域の住民にとって、防災に対する意識が高まる中、河川整備計画は、地域にとっての大きな課題となっております。近年の温暖化による環境変化が進み、局地的なゲリラ豪雨が発生し、これに対応する河川管理が重要となっております。ますます、国が住民の安全、安心のために守っていただきたいと思っております。これは、治水に関するご意見でございます。

そのほか、3番目でございますけれども、3番目の一つ目のところで、築堤整備・河道掘削・護岸、また、河川敷内の整備時は、鵠川はもとより小河川もその施工内容、始める日を広報などで具体的にお知らせくださいといった、どちらかという、我々が行っていることを、整備計画を発信してほしいというご意見をいただいております。

あと、3番目の方の三つ目のご意見ですけれども、鵜川水系の砂防ダムに関するこれからの考え方などをお聞きしたい。4番目の方の一つ目のご意見ですけれども、河口のほうですけれども、河川の流砂量は沙流川に比べてはるかに少ないのが鵜川の特徴の一つと言われている。河口テラスの保全のためにも砂利採取に対する規制は重要だと思う。こういった土砂に関するようなご意見もいただいております。

あとは、そういった治水ですとか土砂のほかに、2ページ目になりますけれども、13番の方が、一級河川鵜川は、北海道の太平洋沿岸のみに分布している固有のシシャモが遡上し、産卵する重要な河川であり、自然環境の中で産卵させることがシシャモ資源を守るために最適であります。したがって、貴重な資源を守るためにも、自然環境を破壊することのないようにしていただきたいといったようなお話です。

あとは、12番の方です。利用の話になってきますけれども、本町は、これまで鵜川フィールドにカヌーや川遊びなど、多くの子供たちが川に親しむ機会を設け、環境学習の場として利用している。そんな取り組みの一環として、鵜川を象徴する魚類であるシシャモと触れ合いながら自然環境を学習できるような取り組みを期待したいというようなご意見をいただいております。

治水の話でもう一つご紹介させていただきますと、15番目でございますけれども、河川整備計画において、洪水等による災害の軽減対策を優先し、整備を図ることが肝心と考えます。中でも河道の確保について、工事を実施する際は魚類・鳥類などの生息・生育に配慮しつつ進める必要があると思っております。まさに整備計画の考え方のようなご意見もいただいております。

今日は全部ご紹介させていただきませんが、これらのご意見につきましては貴重なご意見を賜ったということで我々も真摯に受けとめまして、これに対してどのような対応をしていったらいいかというところを現在整理しているところでございます。こういった対応をしていくという結果を公表いたしまして、ご意見をくださった皆様にお返ししていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

*藤 間

どうもありがとうございます。今、事務局若林さんからの説明なのですが、住民からの貴重な意見というのは、私たち本委員会で審議するものではなく、独立してご意見をいただいて、河川管理者が考えて、計画を修正していく、もしくは反映させていくということですので、このような貴重な、住民の方々から見た、いわゆる安全・安心の流域をつくるためにはどうしたらいいのかというご意見ですので、十分に事務局はこれを吸い上げて、反映させていっていただきたいと考えております。

今、3番目の議題を終えたところですが、予定よりも40分程度早く終わる予定です

が、2回目及び今日の3回目で、この委員会で考えるべき、すなわちこの委員会が河川管理者に具申すべき意見というのは、ほぼ出尽くした感じがいたします。多方面から意見をいただきまして、計画修正案を示してより正確にしておりますので、ほぼこの委員会の役割は、この3回目で終わったような感じがいたします。拙速に終わるわけではないのですが、重要なご意見というのはほぼ出たと考えております。

それで、この委員会で具申すべき意見を、事務局が十分に受け取っていただいて、実際の整備計画に反映させて、工事に進むという格好になります。今日の第3回目で、私自身が考えると、繰り返しになりますが、ほぼ意見を各先生方からいただいたということで、この会議が終わった後に考えつかれて、重要なことがあるかと思っておりますので、もしそうなれば、委員長と事務局が話し合っ、ある解決策を出して、各先生方にその成果をお示しして意見をいただくという格好にしたいと考えますが、いかがでしょうか。流域委員会としては、持って回った言い方をしたのですが、第3回目で一応終了の形をとりたいと思うのですが、長澤先生、何かお考えがありそうなのですが。

*長 澤

一言よろしいですか。私は農業側の委員として出ておりますので、農業サイドから申し上げたいのですが、先ほどの住民の皆様のご意見の中の6番目の方、あのご意見の中に強く共感します。その中に、田んぼがつくられなくなれば保水性が低下する、こういった言葉がございまして、全く私もそうだと思います。

鵜川流域の水田作付率は4割を切っているのではないかと思いますのですけれども、水田でありながら米をつくっていない状況の中で、現在では水利用については全く問題がない。しかし、将来、作付面積がふえる可能性もありますし、原因はさておき、温暖化というような状況の中で、米づくりも変わってくる可能性があります。それから、流域内で畜産が振興していますので、場合によっては飼料米の増産ということがあり得ると思うのです。そういったことに十分配慮した上で、それを担保する農業水利システム、水田があれば治水にも貢献できるわけですから、住民の方がおっしゃっているような水田農業の将来ということも十分配慮していただきたい、理解すべきではないかと思います。

それから、別な側面で言いますと、農業情勢、水田ではなかなか難しいということで、畑作に転換しているところもたくさんあります。そうすると、水に対する抵抗性が全然違ってきますので、仮に河川の樋門とかこういったものをつけかえる、統合したり再整備をするといったような場合には、地区内の水文環境、湛水なんていうのは問題外ですけれども、地下水位の位置だとかそういった観点からも、非常に重要な問題を含んでいると思います。ですから、地域農業、これは地域にとって経済の要の一つになると思いますので、そういった観点からもご配慮いただければな、こういうふうに思います。

以上です。

*藤 間

どうもありがとうございます。

*財 津

地域の産業をつぶしての治水なんていうのはあり得ないと思いますので、事業の中で地域の産業とか地域の方のお考えというのもよく聞きながら、進めていきたいと考えております。

*藤 間

そういうことで各委員の方々の同意を得ましたので、鶴川流域委員会というのは、第3回をもちまして終了させていただきます。各委員の先生方が後で重要なことを思いつかれた場合には、事務局のほうにご連絡していただきたいと思います。委員長と事務局が話し合いの上、繰り返しになりますが、結論を得て、その結論を各委員の方々にもう一度知っていただくというふうな形式をとっていきたいと思っております。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

*小 坂

1点だけいいですか。私の立場としては、流域住民ということでこの委員会に参加させていただいている手前から、1点だけお願いをさせていただきたい。

権限の委譲ですとか開発局の存続ですとかということで第2次勧告まで出た。この計画の始まっている段階で、そういう議論がちまたではあるわけでありまして。流域住民としては、この計画が遂行されるまでとにかく頑張って、関係された皆さんの中で実施をしていただきたいし、計画が絵にかいたもちに終わらない、そういう対応も含めて、流域住民としてはお手伝いもしながら頑張りたいというふうに思っておりますので、その意をお酌み取りいただいて、この計画実施に向けて最後までやっていただけることを強くお願いを申し上げておきたいと思っております。

*藤 間

ありがとうございます。流域委員会の委員というのは皆さん、鶴川の住民の方々の生活をより向上させる、まちを発展させる、地域を発展させるというふうな、そういうことに関して考えを持った方々が集まったと思っております。委員会が意見を出して、ただ単に終わったのではなくて、各委員の方々には、鶴川流域に関して、前にも増して深い関係を築いていくと思っております。

私たちも、単に計画によりよい意見を述べるだけではなくて、各委員の先生方はこの

流域で活躍されている先生ですので、これから整備計画がどう動いていくかということ、私たちは見ていかなければならないと思います。住民の方々に対しても、私たちは責任があります。

小坂さんは、住民代表の委員としてのお立場からいうとご心配かも知れませんが、委員会が終わった、それで終わりということではなくて、私たちも今後、鵜川流域をよくしていくために努力していきますし、事務局はそういうことを十分に理解していると思います。そういうことで、これからの整備計画、鵜川をよりよくするために、皆様のご協力、今後ともよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございます。

事務局にマイクをお返しします。

*小 川

長時間にわたりまして貴重なご審議ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、室蘭開発建設部長の佐藤よりお礼を申し上げます。

*佐 藤

委員長を始め皆さん、ご審議ありがとうございます。流域委員会でいただいた意見というものに目を通らせていただいて、鵜川の中で気にしているようなところ、かゆいところに手が届くまで、いろいろと議論をいただいたということで、本当に感謝申し上げます。

私どもがやっている仕事というのは、地域づくりというのが基本でありまして、地域づくりイコール、地域が元気でなければ都市は存在しないというふうに私ども思っております。その中で、鵜川という資産をどう扱っていくかという中で、今後20年間の整備計画、流域委員会の中で基本方針に従って、いろいろとご意見をいただいたのですが、一番重要だと思っているのは、今日いただいたご意見等も含めて、私どもこれから修正して、知事等へ出すわけでございますけれども、何といたっても、これからこういうような整備計画をやっていく中で、フォローアップというのが非常に重要だというふうに私どもは思っています。私ども役所だけでできるものではなくて、地域住民の方のご意見があつてこそ、フォローアップをしながら、鵜川というものを地域のものとして使っていけるのではないかというふうに思っています。

先ほど委員長からご提案がありましたように、いろいろなご意見がありましても、また委員会を開催するというのはなかなか難しいものですから、事務局と委員長とでご相談する中で、皆さん方にも修正したものをお見せしていくというような形になると思いますけれども、そういう中でまとめていきたいと思っています。したがいまして、今日の第3回流域委員会で終わるのでございますけれども、私どもはこれからは重要だとい

うふうに思っておりますので、これからもさらなるご指導とご協力を賜ればというふう
に思っています。今日は委員長を始め各委員の皆様、お忙しいところありがとうございました。
今後ともよろしく申し上げます。

3. 閉 会

*小 川

これもちまして第3回鵜川流域委員会を終了いたします。ありがとうございました。